

9－3：災害時におけるボランティア活動支援に関する協定 (加古川市社会福祉協議会、加古川中央ライオンズクラブ)

加古川市（以下「甲」という。）、社会福祉法人加古川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び加古川中央ライオンズクラブ（以下「丙」という。）は、災害時におけるボランティア活動への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、加古川市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害」という。）において、甲の要請により乙が設置する加古川市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営及びセンターに属するボランティア（以下「災害ボランティア」という。）による被災者支援活動（以下「災害ボランティア活動」という。）の円滑な実施のために、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲及び乙は、災害時において、丙に対し、災害ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、次の支援を要請することができる。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣に関する事。
- (2) 災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (3) その他センターの活動に必要となる支援に関する事。

2 丙は、前項の要請があったときは、丙の可能な範囲内において前項の支援を行うものとする。

3 丙は、災害時において、通信の途絶等により甲又は乙から第1項の要請が行われない場合にあっては、自主的な判断により、この協定に基づく支援を実施することができる。

（支援要請等の手続）

第3条 甲若しくは乙からの支援要請又は丙からの支援申出は、原則として、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（資機材等の確保）

第4条 甲、乙及び丙は、センター設置及び災害ボランティア活動に必要な資機材その他の物資を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該業務に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を優先して当該費用に充てるものとする。

2 丙は、前項に規定する費用の内訳について甲又は乙から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（負傷及び事故の補償）

第6条 支援活動に参加した災害ボランティアの負傷又は事故に対する補償については、ボランティア保険の補償によるものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、災害ボランティアの自己負担とする。

(平常時における体制整備)

第7条 甲、乙及び丙は、平常時からボランティア団体、地域住民、防災関係機関等と情報交換や訓練等を行い、連携に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし甲、乙及び丙は、各相手方に対し文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲、乙及び丙は協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年8月10日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕

乙 加古川市加古川町寺家町177番地の12
社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
理 事 長 田渕 博之

丙 加古川市加古川町溝之口800番地 加古川商工会議所5階
加古川中央ライオンズクラブ
会 長 原田 一郎